

江戸川区災害廃棄物処理計画第 1 回通常ごみ部会【記録】

1．座長挨拶

江戸川区では、災害廃棄物処理計画の策定を平成 29 年度より開始しており、会議もこれまで 3 回開催している。10 月 17 日に第 1 回災害廃棄物処理計画検討委員会を開催し、災害廃棄物に関する全体的なことを議論していただいた。その後、11 月 20 日に第 1 回し尿部会、3 月 12 日に第 1 回がれき部会を開催し、それぞれ議論していただいた。本日は災害時通常ごみ部会であり、関連事業者や協力機関など多くの関係者の方々にご参加いただいた。

首都圏で震災や水害などの大災害が発生した場合は、人命救助、消火活動、電気水道などのインフラ整備、交通網の復旧が優先される。ただし、ごみの問題も環境汚染や公衆衛生上の支障を防止する点で非常に重要であり、その中でも、がれきやし尿に並んで通常の可燃、不燃、資源ごみについても適正な処理が求められる。

平常時からあらゆる事態を想定して実行性のある計画を検討していきたい。実行性のある計画を策定するためには、専門的な知識をお持ちの方々の御意見を拝聴しながら策定していかなければならないと考えている。忌憚のないご意見をいただきたい。

災害廃棄物処理計画については、今年度末に策定する予定である。策定後も、適宜改定を行っていくため、引き続きよろしくをお願いしたい。

2．災害時の通常ごみの処理について

(1) 本日の会議について

本日の会議は雇上会社を中心に出席を依頼させていただいた。

産業廃棄物や一般廃棄物の収集と家庭廃棄物の収集の難しさは異なる。家庭廃棄物はあらゆる組成のごみが排出されることや、なにがあっても収集をやりきらなくてはならないという難しさを抱えている。それらを一番理解していただいているのは雇上会社だと思っている。当たり前のことをどのような状況においても当たり前に実施することは非常に難しいことであり、これを雇上会社には行っていただいている。災害時においても皆様のお力をお借りしたい。

(2) 災害廃棄物処理計画について

災害廃棄物の処理計画については、概ね策定済みであり、計画の策定は区だけで行うことが可能である。ただし、計画をより実行性のあるものにしていくため、計画を策定する過程で、専門的な見地をお持ちの皆様にお集まりいただいて、行政がどのように動くか、災害時にこういったことが起こり得るのか理解していただく必要がある。

(3) 災害時の体制について

江戸川区は発災時には江戸川区災害対策本部が設置される。災害対策本部は情報を集約、一元化し、トップの判断を行うのがメインの組織となる。災害廃棄物については、仮称として災害廃棄物処理対策室を設置し、災害廃棄物処理に特化して対応していくことを検討している。実際に発災すると、被害状況等を確認していく必要がある。災害対策本部とはそういった情報の連携が必要となる。

23区では、特別区災害廃棄物対策ガイドラインが策定されている。本ガイドラインにおいて、発災時には、区政会館に災害廃棄物処理に特化した特別区災害廃棄物初動対策本部、特別区災害廃棄物対策本部が設置されることが規定されている。

(4) 通常ごみの優先処理について

災害時の廃棄物を見ていった場合、ごみが公の場所に残っていれば、ごみのごみを呼ぶ事態となり、公衆衛生は悪化の一途をたどる。通常ごみは何があっても収集をやりきるという位置付けで考えている。ただし、その中でも、優先順位があり、冷凍食品や残飯などの腐敗性廃棄物、可燃性廃棄物、感染性廃棄物、携帯トイレ等のし尿が優先して処理が必要な廃棄物となる。

家庭や避難所から発生する残飯以外にも、保存方法を失った冷凍食品等が大量に発生することが想定される。他の自治体では、災害時に冷凍食品等を飲食用に配布する協定を結んでいるという話も聞いている。食品ロスの対策と合わせて協定を模索したい。

雑紙や容器包装プラスチックなど、平常時であれば資源ごみとしてリサイクルを推進しているものも、被災状況によっては可燃ごみとして処理することも想定しなければならない。災害時は分別が困難であるということ以外にも、節水という観点からも容器を洗ってリサイクルするというのは、現実的でない。

注射針などの感染性廃棄物についても、平常時であれば区が収集を行うことはないが、公衆衛生の観点から収集を想定しておく。

携帯トイレについては、各区で備蓄を推奨しているところであるが、ポリマーなどの凝固剤が焼却処理して燃えきるのかという懸念がある。清掃工場を安定稼働させるためには、安定したごみが必要となるが、携帯トイレが清掃工場の安定稼働に支障が生じないか、改めて検討が必要となる。

優先順位の低い通常ごみとしては、ペットボトルや瓶、缶など、生活環境に影響が及びにくいものとなる。これらは、発災後、当面の間は収集をしないことを想定している。ただし、優先順位が低いとはいえ、どこまで収集を行わないのかという問題もある。長期間保管しておくペットボトルなどは臭気が発生する可能性もあり、整理が必要となる。

また、動物死体については、平常のスキームが機能しなかった場合の代替案を検討していかなければならない。特に飼い主がいるペットの死体についてはより慎重に対応を検討する必要がある。

(5) 災害時の通常ごみ収集計画について

災害時には、災害時の通常ごみ収集計画を策定する。被災状況によっては全ての集積所を廃止し、全て新たに集積所を設置するということも検討する必要がある。

収集回数の計画は、平常時であれば週 2 回可燃ごみを収集している。それについても、被災状況によっては、週 1 回でやることも検討する。

収集時間については、夜間収集も想定される。ただし、夜間収集は事故の可能性を高めるため、本区ではなるべく夜間の収集は控えたいと考えている。夜間は、収集よりも不法投棄防止等のパトロールや、集積所の確認業務を行うことを検討する。

収集時間、収集回数、収集場所、分別方法など、災害時のごみの出し方について、広報は非常に重要となる。情報を区民にどのように落とし込むかは非常に重要であり、関係機関と連携して対応していきたい。

優先して収集するもの、優先して収集しないものは分別を徹底させる必要がある。混合されているものは取り残すなどして、分別は徹底して求めていく必要がある。

避難所ごみについては、本区では避難所ごとに避難所運営委員会が設置されている。避難所ごみの出し方については、そこで周知が必要となる。

(6) 広報について

広報手段として一番強いのは、ボランティアなどによって対面で直接伝える方法だと考えている。情報発信において、ボランティアに活躍していただきたいと考えている。

(7) 特別区の体制について

23 区のガイドラインでは、区と雇上会社で収集能力が不足した場合に、東京廃棄物事業協同組合や東京廃棄物協会に協力を要請し、それでも収集能力が不足した場合に、広域要請というスキームになっている。なるべく、地元企業に活躍していただきたいため、広域要請は可能な限り避けたいと考えている。

特別区では、震度 6 強以上の地震が発生した際は、あらかじめ決められた職員が東京区政会館に自動参集され「特別区災害廃棄物初動対策本部」が設置される。初動対策本部に 23 区から自動参集されるのは、必ずしも災害廃棄物について見識が深い職員ではないという課題もある。初動対策本部が設置された後は、管理職の会議体である特別区災害廃棄物対策本部が設置される。23 区のガイドラインでは、初動対策本部が設置されるまでは、東京二十三区清掃一部事務組合の管理課計画調整係が清掃工場等の被災状況を各区に連絡することとなっている。本区ではそれらが機能しなかった場合の対応として、区の担当者が各清掃工場に情報を取りに行くことを想定している。有事の際は、必要な情報は自分達で取りに行くという姿勢が重要だと考えている。

発災時の雇上配車については、東京二十三区清掃協議会の決定により、平常時における配車体制が破棄され、全ての雇上車両を臨時配車とする体制となる。下水道局は各下水道

事務所や各水再生センターが本局を通さずに各区と直接対応するという体制をとっている。本局や本庁を通さないと動けない体制は災害時には問題であり、現場の連携を重要視したいと考えている。

清掃工場への搬入調整は、東京二十三区清掃一部事務組合管理課計画調整係が行うこととなっている。工場稼働状況や地理的状況を考慮して搬入調整を行うことになるが、清掃工場だけでは処理できないと判断された場合には、搬入条件を確認したうえで、東京産業廃棄物協会その他廃棄物処理施設へ協力を要請し、さらに搬入調整することになっている。東京二十三区清掃一部事務組合管理課計画調整係が非常に多くの役割を担うことになっている。

(8) 災害時のマニュアルについて

災害時の現場マニュアル案は作成されている。緊急連絡網や、時間外及び勤務中の時系列ごとの対応方法、役割分担等は作成されている。

(9) その他

ごみは何をしても発生するため、公費解体など災害対策においてどの部署がどのように動くかを、全て理解していないと対応できない。また、補助金申請も常に意識して対応していかなければならない。

計画やマニュアルはいろいろな案を練り、廃棄物をよく理解するための道具だと考えている。23 区の特性として人口が圧倒的に多く、公的な土地が非常に少ないという特性がある。廃棄物発生量が非常に多いことや必要な物資が非常に多いこと、仮置場が不足するなどのマイナスな面ばかりに目がいくが、プラスの面にも目を向けていく必要がある。人口の多さや密集した生活空間を利用した廃棄物処理対策も検討していきたい。

本区では、三つの清掃事務所が設置されている。区直営の人員が不足した場合は、雇上会社にも清掃事務所に入ってもらい、イニシアティブをとってもらうことも想定している。

区の収集は運転手 1 名、作業員 2 名の体制で行っている。作業人員が不足した場合は、運転手 1 名での収集体制を築くことも検討している。

不平不満のエネルギーは非常に溜まっていく。職員がクレーム対応に追われないう、不平不満のエネルギーを発散させる方法も考えていく必要がある。

3 . 質疑応答・意見交換

【広報課】

ボランティアに頼むのであれば、ボランティアに対し区民へ周知する内容や方法をレクチャーする機会を設ける必要があり、いざ発災してからでは遅くはないか。それよりも区民に対し災害時にごみがどのようなようになるのか、事前に周知を図っていく必要がある。災害時のごみの出し方について計画や周知向けの文書を作り、ホームページ等に公表することで、区民にイメージを作っておいてもらうことも重要になるのではないかと。また町会などの防災訓練のときに、分別方法や集積所の使い方も訓練の一つとしてはどうか。さらに、ごみがどのように発生するのか、収集や処理をどのように行っていくのかも含めて周知したほうが良い。

災害時にはホームページを災害時用に切り替える。こういった情報にするのかを事前に作りこみをしている。ボランティアがごみの出し方等を区民に周知する際にも、ホームページを利用し、スマートフォンで画面を見せながら周知を行う方法が良いのではないかと。紙でマニュアル化するのは、切り替えるのが非常に困難という側面もある。

【清掃課】

事前に作成しておいたほうが良いものは作成する。

【東京二十三区清掃一部事務組合管理課】

災害時に搬入計画を立てることの困難さを改めて認識した。

集積所の設置計画について、通常ごみと災害ごみを分けて考えるのは非常に大切。住民の方は一緒に出してしまう。補助金申請の観点からも、分別の周知が非常に大事になる。

江戸川区は江戸川清掃工場があるため、平常時は遠くの清掃工場に通常ごみを搬入に行くことに慣れていない。災害時には遠くの清掃工場に行かなければならないことも想定しておく必要はある。

発災した瞬間から補助金の対象となる。補助金の申請は非常に負担が大きくなると感じている。

【東京二十三区清掃協議会事業調整課】

災害時にマニュアルやガイドライン通りの対応ができるかは不透明という考え方は理解できる。毎年、災害時の雇上配車の訓練を行っているが、発災時に訓練通り行くかも確信はできない。

直営、雇上会社で対応できない場合の仕切りについては、まだできていない。災害が発生した場合は、通常ごみだけでない。ごみ種によって整理していく方法があるのではないかと。

か。

災害時には、災害時体制への移行を協議会が宣言し、臨時配車体制となる。それが宣言されるまでは、平常配車が基本となる。